

茅ヶ崎市環境基本計画

Chigasaki-City The Basic Environmental Master Plan

中間見直し



構成案
令和7年9月

茅ヶ崎市

令和8(2026)年3月策定

表紙裏は白紙

ごあいさつ

調整中

目 次

第1章 環境基本計画の中間見直しについて -----	1
1-1 茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像	2
1-2 茅ヶ崎市環境基本計画とは	4
1-3 将来像を達成するための目標・取り組み・指標等の考え方.....	5
1-4 計画体系	6
1-5 環境を取り巻く社会情勢の変化	8
1-6 中間見直しのポイント	10
第2章 将来像の達成に向けた目標・取り組み -----	11
政策目標 1 自然と人が共生するまち	12
政策目標 2 良好な生活環境が保全されているまち	20
政策目標 3 資源を大切に作る循環型のまち.....	26
政策目標 4 気候変動に対応できるまち	32
政策目標 5 環境に配慮した行動を実践するまち.....	50
第3章 計画の確実な推進のために -----	57
3-1 計画の推進体制	57
3-2 計画の進行管理.....	
資料編 -----	資-1

資料編用語集に記載されている用語は、本文中初出時に*印を記載しています。

第1章

環境基本計画の中間見直しについて

1-1 茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像

以下に示す状態を本市が目指すべき環境の将来像として掲げます。

私たちが目指すべき将来の茅ヶ崎市では、まちづくりから市民生活、事業活動に至るまで、あらゆる場面で環境への配慮が根底に据えられています。

美しい海、河川、丘陵部の樹林地、農地、市街地のみどり、文化遺産等が、生活の基盤となる貴重な財産として認識され、そのさまざまな機能を発揮しつつ、適切に保全・維持管理されています。市内では、自然と調和した美しい景観が保たれており、そうした環境の中で多様な生きものが健全な状態で生息・生育しています。

市民や事業者は、資源やエネルギーを無駄使いせず、有効利用するよう心がけ、環境負荷を低減した循環型・**脱炭素**型の生活や事業活動を実践しています。気候変動に適応した取り組みが進み、気候変動による影響を回避・軽減できるまちになっています。

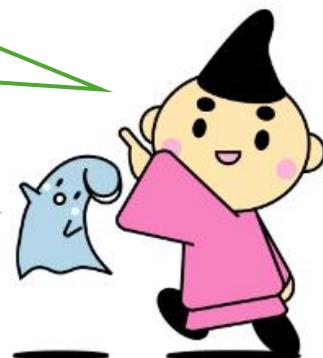
また、本市の豊かな環境と、環境に配慮した暮らし方、環境について学び、行動する姿勢は、茅ヶ崎の魅力・個性として市内のみならず市外の人にも積極的に活用され、地域の活力源として育まれています。

本計画に掲げられた環境負荷の低減や生物多様性の保全の取り組みは、さまざまな主体の連携のもと進められています。また、効果的な推進体制の整備と人材育成・意識啓発によって確実に進められ、効果を上げています。

そして、こうした取り組みは**市域を超えた発信によって**、『持続可能な社会』の実現に貢献しています。

残りの5年は、これまで以上に市民や事業者の皆さまと行政が力を合わせて取り組みを進めることが大切ですよ！

一人ひとりの行動や、地域に根ざした取り組みで、将来像の実現をぐっと近づけましょう



『持続可能な社会』の実現に貢献



市域を超えた発信

さまざまな主体の連携による取り組み

環境について学び、
行動する姿勢

環境負荷を低減した
循環型・脱炭素型
の生活や事業活動

まちづくりから市民生活、
事業活動に至るまで、
あらゆる場面で環境へ配慮

気候変動による
影響を
回避・軽減

生活の基盤となる
自然環境の
保全・維持

1-2 茅ヶ崎市環境基本計画とは



環境基本計画について

茅ヶ崎市のより良い生活環境を創造し、持続可能な社会の実現を目指すために制定された「茅ヶ崎市環境基本条例」の基本理念の実現に向けた取り組みを具体化するために策定されるものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」に相当する計画でもあります。

計画の期間

令和 3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間の計画です。中間見直し2025は、計画後期の令和8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの5年間の計画となります。

計画の範囲

身近な地域レベルの環境問題から気候変動などの地球規模の環境問題までを総合的に捉え、5つの分野に構成しました。対象地域は茅ヶ崎市全域ですが、広域的な取り組みが必要なものは、国、県、周辺市町などと協力しながら課題 解決に取り組めます。

◆5つの対象分野◆



計画の推進主体

本計画の推進主体は、市民、事業者、行政の三者です。公平な役割分担の下に各々がその役割に応じ、環境に配慮した行動を実践します。

市民	事業者	市
<ul style="list-style-type: none">• 自らが取り組みの主体であることを自覚し、取り組みを推進するための活動に参画します。• 日常生活の中での環境配慮に積極的に取り組むとともに、市や事業者との連携・協力による環境施策の推進に主体的に参加・協力します。	<ul style="list-style-type: none">• 事業活動を行うにあたり、地域社会との調和を図るよう努めます。• 事業活動の中での環境配慮に積極的に取り組むとともに、事業活動そのものを環境負荷低減型へと移行してよう取り組みます。• 市民や市との連携・協力による環境施策の推進に主体的に参加・協力します。	<ul style="list-style-type: none">• 環境配慮に積極的に取り組むとともに、本計画に示す施策の確実な推進及び計画の進行管理を行います。• 市民や事業者との連携・協力による環境施策の推進に必要な仕組みづくり等の基盤整備を行います。

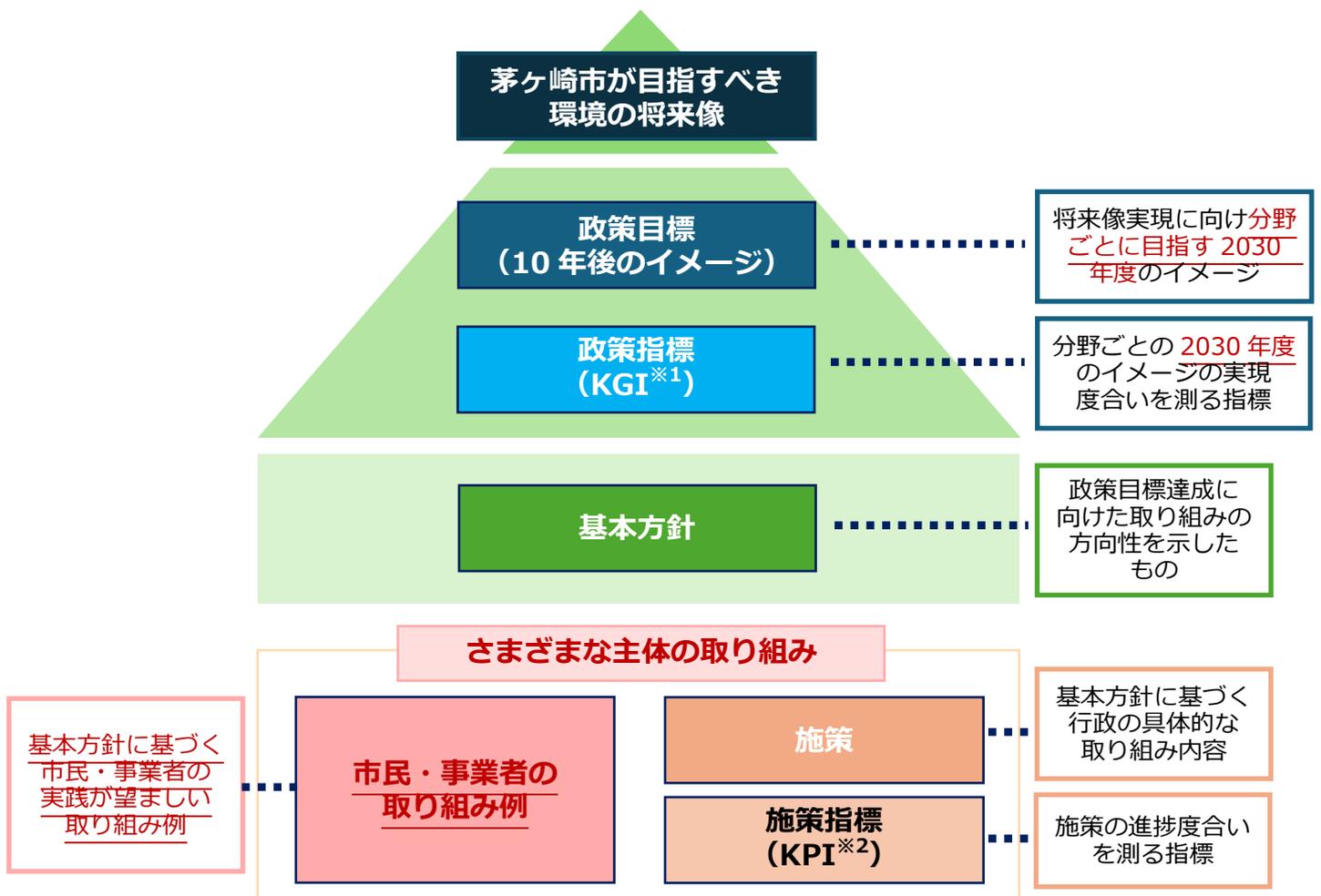
1-3

将来像を達成するための目標・取り組み・指標等の考え方

本市が目指すべき環境の将来像の実現に向けて、本計画が目指す2030年度の茅ヶ崎市のイメージを5つの分野ごとに描きました。これらのイメージを「目指すべき環境の将来像」を実現するための「政策目標」と位置付けます。目標とする将来イメージの実現の度合いを測るため、各政策目標には、達成指標となる「政策指標」を設定しました。

さらに、政策目標の達成に向け、10の「基本方針」を定め、市民・事業者・行政の役割に応じた具体的な取り組み内容を示しました。行政の取り組みについては、「施策」と施策の進捗度合いを測る「施策指標」を設定しています。

◆将来像を達成するための目標・取り組み・指標等の考え方◆



※1 政策指標(KGI):Key Goal Indicator 最終目標が達成されているかを計測するための指標

※2 施策指標(KPI):Key Performance Indicator 最終目標を達成するための過程を計測する中間指標

1-4 計画体系

目指すべき環境の将来像を実現するための計画体系は、次のとおりです。

政策目標:2030 年度のイメージ

1 自然と人が共生するまち【ネイチャーポジティブの実現】



生物多様性に対する市民の意識の高まりとともに、北部丘陵、海岸、農地、市街地の樹林などの多様なみどりに対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりを見せています。

絶滅に瀕している生きものの生息域・生育環境が保全され、多様な生きものが生息・生育できる環境に還元しつつあります。

住宅地の緑化が進むなど、みどりが豊かに感じられるとともに、みどりや水と気軽にふれあえる機会や場も広がり、暮らしの中で自然の豊かさを実感できるまちになっています。

2 良好な生活環境が保全されているまち【住み続けたい住環境の維持】



水や大気、土壌環境については環境基準を維持し、継続的に改善が図られています。

騒音や振動などに悩まされる市民が減っています。

ポイ捨てや不法投棄が減り、良好な生活環境が維持されています。

緑地をはじめ住宅地からも雨水が浸透され、地下水が涵養(かんよう)されています。

人々が愛着を感じるみどり、眺望等の景観資源が維持されています。

3 資源を大切にす循環型のまち【サーキュラーエコノミーへの転換】



必要な時に必要な量だけ商品を購入する、捨てる前に必要としている人に譲るなど、環境に配慮した消費行動が定着しています。

家庭では水切り等の徹底や食品ロスを減らす取り組み等が広がり、家庭から出される燃やせるごみが減っています。

使い捨てのプラスチック等の使用が抑制され、紙類等資源物の分別も徹底されており、市民1人が1日当たり排出するごみの量が少ないまちになっています。

資源物が循環利用され、循環経済(サーキュラーエコノミー)への転換が進んでいます。

4 気候変動に対応できるまち【2050年カーボンニュートラルを目指す】



家庭や事業所においては、無駄を排除し、無理なく続けられる省エネ行動の定着に加えて、省エネ型の機器や次世代自動車の導入が進むなど、省エネが当たり前となり、温室効果ガスの排出が抑制されたまちになっています。

太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの活用など、気候変動を緩和する取り組みが図られています。

気候変動リスクに適応する取り組みも進められ、市民の防災意識が高まるとともに、豪雨などによる自然災害への対策や熱中症を予防する取り組みが浸透したまちになっています。

5 環境に配慮した行動を実践するまち【皆が行動できるパートナーシップ形成】



市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践する機会が身近にあるまちになっています。

家庭や学校、職場など様々な場面で、省エネ行動やごみ減量の取り組みを行うことが、市民や事業者に定着しています。

多様な自然と歴史・文化にあふれた茅ヶ崎を、より豊かにして次世代へ引き継ぐため、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たしつつ、互いの特性を生かして連携・協力して、様々な環境保全活動に取り組む、環境にやさしいまちになっています。

すべての取り組みにより関連する SDGs とウェルビーイングの実現を目指す



基本方針(関連する分野)	施策
(1) 生物多様性の保全 	①重要度の高い自然環境の保全 ②生きものの生息・生育環境の保全 ③生物多様性の保全に向けた理解の促進
(2) みどりの保全 	④公園・緑地の整備・維持管理、緑化の推進 ⑤河川・水辺、海岸の保全、整備 ⑥農地、森林の保全
(3) 良好な生活環境の保全 	⑦公害防止対策の推進 ⑧健全な水循環の維持 ⑨地域での生活環境の保全
(4) 快適な生活環境の形成 	⑩まちの美化の推進 ⑪良好な景観形成の推進
(5) ごみの発生抑制・再利用・再生利用の推進 	⑫4R の推進 ⑬ごみの排出抑制と受益者負担の適正化
(6) 資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築 	⑭適正な収集・運搬の実施 ⑮適正な処理・処分の実施
(7) 気候変動緩和策の推進 	⑯ライフスタイル・ビジネススタイルの脱炭素化促進 ⑰再生可能エネルギーの積極的導入・活用促進 ⑱まちの脱炭素化促進 ⑲吸収源対策の推進
(8) 気候変動適応策の推進 	⑳自然災害対策の推進 ㉑健康被害対策の推進
(9) 環境教育・環境学習の充実 	㉒学校における環境教育の充実 ㉓地域における環境学習機会の拡充 ㉔庁内の環境意識の向上
(10) 環境活動の促進 	㉕環境に配慮した活動への支援 ㉖環境に関する情報の発信 ㉗パートナーシップの強化

1-5 環境を取り巻く社会情勢の変化

計画前期(令和3(2021)年度~令和7(2025)年度)の環境を取り巻く社会情勢の変化を、「世界」「国」「神奈川県」の視点から整理しました。

環境全般

生物多様性

世界の動向

●持続可能な開発目標(SDGs)
平成 27(2015)年9月「国連持続可能な開発サミット」にて掲げられた「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことで、
令和 12(2030)年までの SDGs のターゲットのうち進捗が順調なものは約 15%、半分近くは不十分、約 30%は停滞・後退しており、令和 5(2023)年 9 月に採択された「SDG サミット政治宣言 2023」において、SDGs 達成に向けて取り組みを加速化していくことを各国首脳等の間で確認されました。

●昆明・モンリオール生物多様性枠組
令和 4(2022)年 12 月に採択された愛知目標の後継となる新たな生物多様性の世界目標です。2050 年ビジョン『自然と共生する世界』、2030 年ミッション『自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる(ネイチャーポジティブ)ための緊急の行動をとる』などが掲げられています。2030 年ターゲット(世界目標)には、陸と海の 30%以上を保護地域と OECM(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)で保全・管理する「30 by 30 目標」も含まれています。

国の動向

●第六次環境基本計画
令和 6(2024)年 5 月に閣議決定された計画で、最上位の目的に環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現が掲げられています。
環境収容力を守り環境の質を向上させることで、経済社会の成長・発展を可能にする持続可能な社会「循環共生型社会」(環境・生命文明社会)の構築を目指し、その基盤として自然資本(環境)の維持・回復・充実や、無形資産である環境価値の活用による経済全体の高付加価値化等が示されています。

●生物多様性国家戦略
令和 5(2023)年 3 月に世界目標の達成に向けて「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定され、2050 年ビジョン「自然と共生する社会」、2030 年に向けた目標に「ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現」が掲げられました。また、令和 7(2025)年 4 月に企業や自治体等による地域の生物多様性の増進(生物多様性の維持・回復・創出)活動を促進する「生物多様性増進活動促進法」が施行され、自然共生サイトや増進活動認定制度などが創設されました。

神奈川県の動向

●神奈川県環境基本計画
県の環境施策全体を総合的・計画的に推進する計画です。令和6(2024)年度から令和 12(2030)年度を計画期間とする現行の環境基本計画では、「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を基本目標に掲げ、気候変動への対応、自然環境の保全、循環型社会の形成、大気・水環境の保全と環境リスク低減の4つの施策分野とそれらを横断的に支える環境教育・普及啓発の取り組みを組み合わせ、各施策分野の個別計画と整合を図りながら推進していくものとしています。

●かながわ生物多様性計画 2024-2030
生物多様性基本法に基づく地域戦略として策定され、「神奈川県環境基本計画」の自然環境分野の個別計画として位置付けられます。ネイチャーポジティブ(自然再興)に向けて、令和6(2024)年3月に全面改定されました。「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と「生物多様性の理解と保全行動の促進」の2つの目標を掲げ、エリアに即した取組、広域的な取組、行動の促進の取組を進めるものとなっています。

資源循環

●プラスチック汚染対策条約の議論

令和元(2019)年6月の「G20 大阪サミット」にて令和 32(2050)年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されています。

令和 4(2022)年 2、3 月の「第 5 回国連環境総会再開セッション(UNEA5.2)」において、プラスチック汚染に関する条約について議論する政府間交渉委員会(INC)の立ち上げ決議が採択されました。条約の策定に係る作業が進められており、合意に向けた協議が続けられています。

●第五次循環型社会形成推進基本計画

令和 6(2024)年 8 月に閣議決定された循環経済への移行に向けた国家戦略です。ネット・ゼロやネイチャーポジティブの実現とも両立する形で循環経済への移行を加速し、地域経済の活性化や産業に必要な資源の安定供給につなげるなどが示されています。

●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

令和 4(2022)年 4 月に施行され、市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の仕組みが整備されました。

●神奈川県循環型社会づくり計画

「廃棄物ゼロ社会」の実現に向けて県民、事業者、行政が連携して循環型社会形成への取り組みを進めるための行動計画で、令和 6(2024)年3月に全面改定されました。

有限な資源を有効活用し、将来世代に快適な生活環境と良好な地球環境を引き継ぐ「廃棄物ゼロ社会」の実現を基本理念に掲げ、「資源循環の推進」、「適正処理の推進」及び「災害廃棄物対策」を 3 つの施策の柱として設定し、安全安心な適正処理を前提に、資源循環の推進に取り組むものとしています。

気候変動

●グラスゴー気候合意

令和3(2021)年 11 月、気温上昇を産業革命前に比べて 1.5 度以内に抑えること、世界の二酸化炭素の排出量を今世紀半ば頃には実質ゼロにすること等が合意されました。

●グローバルストックテイク(GST)

令和 5(2023)年 12 月に世界全体の気候変動対策の進捗評価(GST)が実施され、2025 年までに温室効果ガス排出をピークアウト、2030 年までに 43%、2035 年までに 60%削減、再エネ発電容量 3 倍、省エネ改善率2倍等が合意されています。

●地球温暖化対策計画

国は、令和2(2020)年 10 月に「2050 年カーボンニュートラルの実現」を宣言し、令和 3(2021)年5月に地球温暖化対策の推進に関する法律を改正、同年 10 月には「2030 年度に温室効果ガスの 46%削減(2013 年度比)」を目標とする「地球温暖化対策計画」が策定されました。

グローバルストックテイク(GST)を踏まえて令和 7(2025)年 2 月に計画が見直しされ、新たに 2035 年度に 60%削減、2040 年度に 73%削減の目標が明示されています。

●神奈川県地球温暖化対策計画

「神奈川県環境基本計画」の気候変動分野の個別計画として位置付けられ、令和6(2024)年3月に全面改定されました。中期目標として令和 12(2030)年度温室効果ガス排出量50%削減(2013 年度比)、令和 12(2030)年度までに太陽光発電の 200 万 kW 以上導入等を掲げ、県庁の温室効果ガス削減目標として令和 12(2030)年度に 70%削減(2013 年度比)を掲げています。

計画改定に伴い、県民・事業者に向けた補助金や支援策が大幅に拡充されています。

1-6 中間見直しのポイント

社会情勢の変化と中間評価などを踏まえた中間見直しのポイントを以下に整理しました。

ウェルビーイングの実現

環境の質が「ウェルビーイング／高い生活の質」と「新たな成長」の実現につながることから、環境の質の向上＝生活の質の向上を実現するウェルビーイングの視点を盛り込みます。

ネイチャーポジティブ・サーキュラーエコノミー移行の視点

2030年度の政策目標に、豊かな茅ヶ崎市の自然環境を、自然資本として守り活かし、回復させるネイチャーポジティブの視点と、ストック（既存の資源）を有効活用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の視点を盛り込みます。

2050年脱炭素シナリオと2030年度削減目標の見直し

令和6（2024）年3月に策定した「茅ヶ崎市2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素シナリオ」を踏まえて、令和12（2030）年度の温室効果ガス削減目標を国と整合する46%以上に引き上げるとともに、目標達成に向けた対策の強化を行います。

分野横断的な取り組みの明確化

環境政策は、気候変動対策、資源循環、自然共生、行動変容など様々な分野の取り組みが横断的に関連し、その効果を発揮するため、各分野の政策目標と関連する分野がわかるよう明示していきます。

指標の見直し

政策目標と各施策の進捗管理を行うための政策指標、施策指標について、効果的に評価を実施できるような項目の見直しを行います。

市民・事業者の皆さまに伝わりやすい計画へ

環境基本計画の推進主体は、市民・事業者の皆さまと行政の三者です。行政の取り組みに加え、市民、事業者の皆さまの行動の目安となるよう、主体別の取り組み例を計画に盛り込みます。また、市民・事業者の皆さまの視点で必要な情報が伝わりやすいよう、計画の構成の見直しを行います。

第2章

将来像の達成に向けた目標・取り組み

政策目標1 自然と人が共生するまち 【ネイチャーポジティブの実現】

現状と課題

本市は、南に相模湾、北に相模原台地の丘陵地を有し、市内を流れる相模川、小出川、千ノ川、駒寄川などその地形的特性から多様な自然環境が形成されています。樹林地、農地、草地、水辺などの環境が含まれる谷戸、生きものを育み地域に潤いをもたらす河川、地域の人たちによって守られてきた社寺林や屋敷林など、多様な生きもののすみかとなっています。これらは、地域の生態系の支えとなっているほか、二酸化炭素の吸収、大気の浄化や都市の温度上昇の緩和、景観の創出、快適さや安らぎの提供など、様々な効果をもたらしています。

令和2(2020)年度の土地利用現況結果において、本市の農地・山林・水面などの自然的土地利用は23.2%で、平成27(2015)年度の24.8%より減少しました。都市公園・都市緑地は微増していますが、市民1人当たり公園面積は3.39 m²で変化はありません。小出川や駒寄川流域で特定外来生物ナガエツルノゲイトウ繁殖拡大が確認され、周辺の生態系への影響が懸念されています。

市民活動団体との協力による重要度の高い自然環境の保全活動や、親子で学べる学習機会の創出、地域住民の協力を得た公園緑地等の維持管理(公園愛護会制度)など、これらの自然環境を保全する取り組みを地域とともに展開しています。

◆都市公園面積の推移◆



出典:茅ヶ崎市統計年報

●環境審議会による中間評価(政策評価)●

答申後追加

●特に対応すべき課題●

- 市民団体との対話や「まちづくり基金」活用など、より多くの人参加しやすく、また、団体が継続的に活動できるような枠組みの検討が求められています。
- クリハラリス、ナガエツルノゲイトウ等外来種が見られるようになり、これらへの対策が必要です。
- 「みどりの基本計画生物多様性地域戦略」と整合を図りながら、特別緑地保全地区や保存樹林・樹木の指定を増やすための取り組みが求められます。また、生産緑地面積の維持に向け、営農環境の維持のための対策や耕作放棄地の未然防止のための取り組みが必要とされています。

特に重要度の高い自然環境を有する地域

調整中

目標と基本方針

政策目標1

自然と人が共生するまち 【ネイチャーポジティブの実現】



2030年度の茅ヶ崎市のイメージ

生物多様性に対する市民の意識の高まりとともに、北部丘陵、海岸、農地、市街地の樹林などの多様なみどりに対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりを見せています。

絶滅に瀕している生きものの生息域・生育環境が保全され、多様な生きものが生息・生育できる環境に還元しつつあります。

住宅地の緑化が進むなど、みどりが豊かに感じられるとともに、みどりや水と気軽にふれあえる機会や場も広がり、暮らしの中で自然の豊かさを実感できるまちになっています。

基本方針(1) 生物多様性の保全

- 貴重な生きものが生息・生育するみどりの保全・再生に取り組むとともに、市民、事業者と連携・協力しながら市内の生きものの生息・生育の実態を把握します。
- 生きもののために生物多様性を保全することが、同時に人間の日常生活を支え豊かにしてくれていることを市民や事業者にも普及・啓発します。

基本方針(2) みどりの保全

- 人々が身近にふれあう公園、緑地、水辺など、まちなかの温度上昇の抑制、二酸化炭素の吸収、大気の浄化や景観保全など多面的な効果を持つみどりの保全に努めます。

調整中

政策目標 1 の実現に向けて、市民と事業者の皆さまに実践していただきたい取り組み例を以下に示しました。できる範囲で取り組んでいただき、ともに目標達成を目指しましょう。

市民の皆さまの取り組み例

- 樹林地や水辺空間、公園の美化活動など、地域の環境保全活動に進んで参加します。
- 市や地域の緑化活動に進んで協力、参加します。
- 自然観察会や体験型学習イベントなどに積極的に参加します。
- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深め、対策に協力します。
- 事業者や市と協力しながら、国の生物多様性や緑地保全の認定制等を活用した生物多様性保全活動に取り組むことを検討します。

事業者の皆さまの取り組み例

- 市民や市が実施する自然観察イベントや美化活動に積極的に協力・参加します。
- 市や地域で行う緑化活動に協力します。
- 身近な動植物に関心を持ち、生物多様性への理解を深めます。
- 地域の生態系に影響を与える外来生物への理解を深め、対策に協力します。
- 市民や市と協力しながら、国の生物多様性や緑地保全の認定制等を活用した生物多様性保全活動に取り組むことを検討します。

調整中

市の施策

凡例：＊継続の取り組み、◆拡充・実施強化する取り組み、○新規の取り組み

基本方針(1) 生物多様性の保全

施策

01 重要度の高い自然環境の保全

自然環境評価調査において「特に重要な自然環境」として位置づけられた柳谷や行谷、清水谷、長谷、赤羽根十三図、平太夫新田、柳島を生態系ネットワークの核(コア)として保全し、他の様々なみどりとともに生態系ネットワークの形成を目指します。

また、北部丘陵については、谷戸や樹林、細流、草地などの多様な自然環境と、「特に重要な自然環境」として位置づけられた地域の周辺にある里山環境を一体として保全していきます。

主な取り組み

担当課

調整中

施策

02 生きものの生息・生育環境の保全

本市には、自然環境評価調査において「特に重要な自然環境」や「生きものの移動空間として重要な地点・地域」とされた地域をはじめ、北部丘陵、河川、海岸、砂防林などの多様なみどりと、そこをすみかとする多種多様な生きものが生息・生育しています。

これらの生きものの実態を定期的に把握するとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みを推進します。

また、生態系に影響を及ぼす外来生物に関する情報発信や拡散防止を推進します。

主な取り組み

担当課

調整中

施策

03 生物多様性の保全に向けた理解の促進

生物多様性を保全し、次世代へ継承していくためには、生物多様性やその恵みについて理解を得ることが必要です。

そのため、生物多様性の保全は、私たちの衣・食・住をはじめとする日常生活や農業生産などの経済活動に密着した身近な問題であることを市民・事業者へ周知啓発を行っていきます。

主な取り組み

担当課

調整中

基本方針(2)

みどりの保全

施策

04 公園・緑地の整備・維持管理、緑化の推進

身近なみどりとのふれあいの場、子どもの遊び場となる公園について、地域の協力を得ながらより価値の高い空間の創出・維持するみどりの質の向上に配慮した維持管理の拡大・普及を図るほか、市民などによる公共施設や道路の緑化活動を支援します。

また、「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」に基づき、市内の樹林や樹木の保全を図るほか、民有地の緑化を推進し、市内のみどりの保全・創出を図ります。

主な取り組み

担当課

調整中

施策

05 河川・水辺、海岸の保全、整備

相模川や小出川、千ノ川や駒寄川などの河川の流域特性をふまえて、生物多様性に配慮しながら周辺の樹林や農地、公園・緑地など連続したみどりのネットワーク形成を図ります。

このほか、砂浜など海岸に特有の環境に依存する生きものが生息・生育する海岸環境を保全・再生するとともに、海岸の景観を構成する砂防林を保全するために神奈川県と連携を図ります。

これらの豊かなみどりと海岸特有の立地特性を生かして、市民のレクリエーションや自然とのふれあいの場を創出していきます。

主な取り組み

担当課

調整中

施策

06 農地、森林の保全

農産物の生産の場としての役割に加えて、環境保全やレクリエーション、防災・減災、景観形成、生きものの生息・生育環境といった多面的な役割を担う農地を保全するほか、都市農業の安定的な継続のための多様な担い手の確保などの農地の保全に寄与する事業を推進します。

また、水源涵(かん)養、大気浄化、生きものの生息・生育空間などの公益的機能を持つ森林を保全します。

主な取り組み

担当課

調整中



指標

政策指標

政策指標	中間実績値 (令和6年度)	期末目標 (令和12年度)
<h1>調整中</h1>		

施策指標

施策	施策指標	中間実績値 (令和6年度)	期末目標 (令和12年度)
<h1>調整中</h1>			